

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書

結婚するときに夫婦の名字を同じにするかどうか、選べるようにする「選択的夫婦別姓」の導入について、認めてよいと考える人が増えてきています。

「結婚したら夫婦は同じ姓を名乗るべき」と考える人は、1992年は74%でしたが、2017年は54%でした（2017年NHK世論調査）。

最近の調査では、「選択的夫婦別姓」について賛成と回答したのは60%、反対は38%であり、明らかに夫婦別姓を否定する人は減少しています。特に30代以下の若年層においては賛成が70%に上っています（2021年共同通信）。

社会の考え方や価値観が確実に変化しています。

政府答弁によると、法律で夫婦同姓を義務付けている国は日本だけであるにもかかわらず、1996年に法制審議会が選択的夫婦別氏制度の導入を含む民法改正を答申してから25年、いまだ法改正の見通しは立っていません。

最高裁判所は2015年12月、夫婦同姓規定を合憲とする一方で、「夫婦同氏制の下においては、婚姻によって氏を改める者にとって、アイデンティティの喪失感を抱いたりするなどの不利益を受ける場合があることは否定できず、妻となる女性が不利益を受ける場合が多い状況が生じているものと推認できる」と、婚姻に伴う改姓が一定の不利益を生じる可能性を認め、「制度の在り方は、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄」とし、夫婦別姓を導入することは否定しませんでした。

併せて、アメリカのニューヨーク州法に基づき法律婚をした夫妻が別姓のために日本で夫妻としての戸籍が作成されないのは法律に不備があるとして国を訴えた「夫婦別姓確認訴訟」において、2021年4月21日、東京地裁は戸籍への記載を求める訴えについては退けたものの、二人の結婚は法的に有効だと認めました。

家族の多様化が進む中、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択するカップルも少なくありません。改姓によってこれまで築き上げたキャリアに分断が生じる例や結婚を諦めるなど、不利益を被る人が一定数いることも事実です。「選択的夫婦別姓」については、最高裁や東京地裁の判決の趣旨を踏まえるならば、適切な法的選択肢を用意することは、国会及び政府の責務ではないでしょうか。

よって、本議会は、国会及び政府に対し、選択的夫婦別姓制度を導入する民法の改正を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 3年 6月30日

大分県中津市議会